

○長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則に基づく介護予防通所介護に係る経過措置に関する規則

平成28年3月31日長崎県規則第31号

長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則に基づく介護予防通所介護に係る経過措置に関する規則をここに公布する。

長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則に基づく介護予防通所介護に係る経過措置に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年長崎県規則第21号の4。以下「改正規則」という。）附則第7項第2号の規定に基づく介護予防通所介護に関する経過措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、「旧予防規則」とは、改正規則による改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第19号）をいう。

(旧予防規則の各規定の適用)

**第3条** 改正規則附則第7項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防規則中次の左欄に掲げる条項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第37条第1項第3号	指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	指定通所介護事業者をいう。） 又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
------------	---------------------	--

		<p>関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）</p> <p>第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）</p>
	指定通所介護をいう。以下同じ。）	指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）
	指定通所介護	指定通所介護等
第37条第8項	指定通所介護事業者	指定通所介護事業者等
	指定通所介護	指定通所介護等
	居宅条例第100条	長崎県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第18号）第36条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。